

地方独立行政法人長野県立病院機構 組織規程

平成22年4月1日

規程 2-1

〔沿革〕 平成23年1月24日規程	2-1-1	=一部改正
平成23年4月1日規程	2-1-2	=一部改正
平成23年9月30日規程	2-1-3	=一部改正
平成24年3月30日規程	2-1-4	=一部改正
平成24年5月31日規程	2-1-5	=一部改正
平成25年3月26日規程	2-1-6	=一部改正
平成25年10月31日規程	2-1-7	=一部改正
平成26年3月31日規程	2-1-8	=一部改正
平成26年9月30日規程	2-1-9	=一部改正
平成27年3月19日規程	2-1-10	=一部改正
平成29年3月31日規程	2-1-11	=一部改正
平成29年6月30日規程	2-1-12	=一部改正
平成30年3月31日規程	2-1-13	=一部改正
平成31年4月1日規程	2-1-14	=一部改正
令和2年2月28日規程	2-1-15	=一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長野県立病院機構定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「法人」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部事務局及び研修センター)

第2条 法人に、本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局に、総務課、人事課及び経営管理課を置く。

3 事務局に、前項に規定する課のほか企画室を置く。

4 事務局に、本部研修センター（以下「研修センター」という。）を付置し、位置は須坂市とする。

5 研修センターに分室を置き、位置は安曇野市と木曾郡木曾町とする。

(事務分掌)

第3条 総務課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 理事会及び役員に関すること。

(2) 訟務に関すること（経営管理課に属するものを除く。）。

(3) 文書管理、情報公開及び個人情報保護に関すること。

(4) 労働安全衛生、職員健康管理に関すること（人事課に属するものを除く。）。

(5) 情報化及び電子化の推進に関すること（経営管理課に属するものを除く。）。

(6) 事務局内の他課の所管に属さないこと。

2 人事課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 組織、人事、職員採用に関すること。

(2) 労務管理、労働組合に関すること。

(3) 役職員の服務、給与、福利厚生に関すること。

(4) 人事・給与システムに関すること。

(5) 労働安全衛生、職員健康管理に関すること。

(6) 研修に関すること。

(7) 修学資金に関すること。

3 経営管理課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 経営戦略に関すること。
 - (2) 中期計画、年度計画に関すること。
 - (3) 診療報酬及び医療情報に関すること。
 - (4) 医事指導、医療安全の推進に関すること。
 - (5) 治験、研究開発事業に関すること。
 - (6) 広報に関すること。
 - (7) 診療情報ネットワークシステム及び情報化推進プロジェクトに関すること。
 - (8) 施設の新設及び改築に関すること。
 - (9) 法人の予算・決算及び出納事務に関すること。
 - (10) 資金管理、財産管理（職員宿舎を含む）に関すること。
 - (11) 財務会計システムに関すること。
 - (12) 高額医療機器に関すること。
 - (13) 監査に関すること。
 - (14) 医薬品・医療材料購入及び委託契約に関すること。
 - (15) 医療に係る紛争又は訴訟に関すること。
- 4 企画室は、経営及び広報の企画に関する事務をつかさどる。
- 5 研修センターは、研修の企画及び実施に関する事務をつかさどる。

(病院)

第4条 病院の名称及び位置は、地方独立行政法人長野県立病院機構定款（以下「定款」という。）の定めるところにより、次の表のとおりである。

名称	位置
長野県立信州医療センター	須坂市
長野県立こころの医療センター駒ヶ根	駒ヶ根市
長野県立阿南病院	下伊那郡阿南町
長野県立木曽病院	木曽郡木曽町
長野県立こども病院	安曇野市

(内部組織)

- 第5条 病院に、その事務を分掌させるため、診療部、看護部、医療技術部、薬剤部及び事務部を置く。
- 2 診療部は、医療、歯科医療及び保健指導に関する事務をつかさどる。
 - 3 看護部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 看護（訪問看護を含む。）に関すること。
 - (2) 助産に関すること。
 - 4 医療技術部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 臨床検査に関すること。
 - (2) 診療放射線に関すること。
 - (3) 給食及び栄養指導に関すること。
 - (4) 臨床工学に関すること。
 - (5) 理学療法、作業療法、言語聴覚及び視能訓練に関すること。
 - (6) 臨床心理に関すること。
 - (7) 歯科衛生に関すること。
 - (8) 医療又は福祉その他これに付随する相談等に関すること。
 - 5 薬剤部は、薬剤に関する事務をつかさどる。
 - 6 事務部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 庶務に関すること

- (2) 紛争又は訴訟に関する事。
- (3) 情報公開及び個人情報保護に関する事。
- (4) 服務、人事、給与、福利厚生に関する事。
- (5) 労務管理、労働組合に関する事。
- (6) 労働安全衛生、職員健康管理に関する事。
- (7) 医師確保、医師等派遣に関する事。
- (8) 研修に関する事。
- (9) 受託事業に関する事。
- (10) 施設・設備の管理、新設及び改築に関する事。
- (11) 経営戦略に関する事。
- (12) 中期計画、年度計画に関する事。
- (13) 予算・決算及び出納事務に関する事。
- (14) 医事指導、医療安全の推進に関する事。
- (15) 広報に関する事。
- (16) 情報化及び電子化の推進に関する事。
- (17) 資金管理、財産管理（職員宿舎を含む）に関する事。
- (18) 医療機器に関する事。
- (19) 医薬品・医療材料購入及び委託契約に関する事。
- (20) 情報システムに関する事。
- (21) 未収金に関する事。
- (22) 診療報酬に関する事。
- (23) 医療情報に関する事。
- (24) 院内の他部の所管に属さない事。

7 事務部に、その事務を分掌させるため課を置き、その名称及び分掌事務は、次の表のとおりとする。

課の名称	分掌事務
総務課	前項第1号から第10号まで及び第24号の事項
経営企画課	前項第10号（総務課に属するものを除く。）から第21号までの事項
医事課	前項第20号並びに第21号（経営企画課に属するものを除く。）及び第22号並びに第23号の事項

8 前項の規定にかかわらず、長野県立こども病院に、医事課に代えて医療情報管理課を置く。

9 長野県立阿南病院に、地域医療総合支援センターを付置し、位置は下伊那郡阿南町とする。

10 地域医療総合支援センターは、地域医療及びへき地医療の推進に関する事務をつかさどる。

11 第1項から前項までに定めるもののほか、病院の長（以下「院長」という。）は診療に関する組織又は部を横断して特定の事務をつかさどる組織を設けることができる。なお、診療に関する組織を設けたときは、院長は速やかに理事会に報告するものとする。

（訪問看護事業所及び介護医療院）

第5条の2 定款第18条第8号の規定による附帯業務を行うため、病院に次のとおり事業所又は施設を付置する。

(1) 長野県立阿南病院に訪問看護事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項及び第8条の2第3項に規定する事業を行うものをいう。）を付置し、その名称は長野県立阿南病院訪問看護ステーションさくらであり、位置は下伊那郡阿南町である。

(1) 長野県立木曽病院に介護医療院（同法第8条第29項に規定する施設をいう。）を付置し、その名称は長野県立木曽病院介護医療院であり、位置は木曽郡木曽町である。

（介護医療院の内部組織）

第5条の3 長野県立木曽病院介護医療院に、その事務を分掌させるため、指導部、看護部及び事務部を置く。

2 指導部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 医療に関すること。
- (2) 機能訓練に関すること。
- (3) 診療放射線に関すること。
- (4) 療養上必要な相談に関すること。
- (5) 給食及び栄養指導に関すること。
- (6) 利用調整に関すること。

3 看護部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 看護及び診療補助に関すること。
- (2) 介護に関すること。

4 事務部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 料金事務に関すること。
- (3) 院内の他部の所管に属さないこと。
(介護老人保健施設)

第6条 介護老人保健施設の名称及び位置は、定款の定めるところにより、次の表のとおりである。

名称	位置
長野県阿南介護老人保健施設	下伊那郡阿南町
長野県木曾介護老人保健施設	木曾郡木曾町

2 長野県阿南介護老人保健施設は長野県立阿南病院に、長野県木曾介護老人保健施設は長野県立木曾病院に付置する。

(内部組織)

第7条 介護老人保健施設に、その事務を分掌させるため、指導部、看護部及び事務部を置く。

2 指導部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 医療に関すること。
- (2) 機能訓練に関すること。
- (3) 療養上必要な相談に関すること。
- (4) 給食及び栄養指導に関すること。
- (5) 利用調整に関すること。

3 看護部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 看護及び診療補助に関すること。
- (2) 介護に関すること。

4 事務部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 料金事務に関すること。
- (3) 所内の他部の所管に属さないこと。

5 第1項から前項までに定めるもののほか、介護老人保健施設の所長（以下「所長」という。）は介護に関する組織を設けることができる。組織を設けたときは、所長は速やかに理事会に報告するものとする。

(看護師養成所)

第8条 定款の定めるところにより、看護師養成所の名称は信州木曾看護専門学校であり、その位置は木曾郡木曾町である。

(職及び職務)

第9条 事務局、病院（訪問看護事業所及び介護医療院を含む。）、介護老人保健施設及び看護師養成所に各号の表の左欄に掲げる職を置き、上司の命を受けて右欄に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局

職	職務
局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
次長	局長の職務遂行の補佐及び局務の整理
企画幹	特に高度の専門的知識経験に基づく複雑かつ困難な業務又は局長特に命じた業務を行う職務
課(室)長	課(室)務の掌理及び所属職員の指揮監督
指導幹	高度の専門的知識経験に基づく複雑かつ困難な業務又は局長若しくは次長が特に命じた業務を行う職務
課(室)長補佐	課(室)長の職務遂行の補佐、局務、課(室)務の整理及び次長又は課(室)長が特に命じた事務の処理
専門幹	極めて高度な知識経験を必要とする専門業務を行う職務
係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
主任	係員の指揮及び高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
専門員	高度の知識経験を必要とする専門業務を行う職務
副主任	知識経験を必要とする業務を行う職務
主事	一般的な業務を行う職務
技師	
事務補助員	一般的な業務の補助業務
保健師	保健指導業務
医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務
看護師	看護業務及び看護の知識経験に基づく専門的な業務を行う職務
医療コーディネーター	高度の知識経験に基づく特定の事務の調整に関する業務
安全衛生推進者	地方独立行政法人長野県立病院機構職員安全衛生管理規程第6条に規定する職務
経理責任者	経理の掌理
出納員	金銭及び有価証券の出納及び保管並びにたな卸資産の出納及び保管
研修センター長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
副研修センター長	研修センター長の職務遂行の補佐、所務の整理及び研修センター長が特に命じた事務の処理
事務長	研修センター業務の分掌及び所属職員の指揮監督又は研修センター長若しくは副研修センター長が特に命じた事務の処理
研修主任	高度の知識経験に基づく研修に関する業務

(2) 病院（次号及び第4号に規定するものを除く。）

職	職務
院長	院務の掌理及び所属職員の指揮監督
副院長	院長の職務遂行の補佐及び院務の整理
院長補佐	院長が特に命じた事務の総括掌理
部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
副部長	部長の職務遂行の補佐及び部務の総括整理
医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務又は歯科医療業務
医長	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務又は歯科医療業務
医師	医療業務

歯科医師	歯科医療業務
副看護部長	看護部長の職務遂行の補佐及び看護業務の総括整理
看護師長	看護師としての職務及び看護業務に関する事務の総括整理
副看護師長	看護師長の職務遂行の補佐及び看護業務
看護師	看護業務
准看護師	
助産師	助産業務
看護補助員	看護補助業務
介護福祉長	介護福祉員としての職務及び介護業務に関する事務の総括掌理
副介護福祉長	介護福祉長の職務遂行の補佐及び介護業務
介護福祉員	介護業務
科長	科務の掌理及び所属職員の指揮監督
医療技術専門幹	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療関連業務又は医療技術に関する専門的業務の統括掌理
科長補佐	科長の職務遂行の補佐及び科務の総括整理
薬局長	薬局務の掌理及び所属職員の指揮監督
薬局長補佐	薬局長の職務遂行の補佐及び薬局務の総括整理
臨床検査技師	臨床検査業務
診療放射線技師	放射線業務
薬剤師	薬剤業務
管理栄養士	栄養指導業務
臨床工学技士	臨床工学業務
理学療法士	理学療法業務
作業療法士	作業療法業務
言語聴覚士	言語聴覚訓練業務
視能訓練士	視能訓練業務
臨床心理技師	臨床心理業務
歯科衛生士	歯科衛生業務
保育士	保育業務
事務部次長	事務部長の職務遂行の補佐及び部務の整理
課(室)長	課(室)務の掌理及び所属職員の指揮監督
課(室)長補佐	課(室)長の職務遂行の補佐、局務、課(室)務の整理及び次長又は課(室)長が特に命じた事務の処理
専門幹	極めて高度な知識経験を必要とする専門業務を行う職務
係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
主任	係員の指揮及び高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
専門員	高度の知識経験を必要とする専門業務を行う職務
副主任	知識経験を必要とする業務を行う職務
主事	一般的な業務を行う職務
技師	
専門スタッフ	地方独立行政法人長野県立病院機構専門スタッフ就業規則第2条第2項に規定する業務
福祉相談員	福祉相談業務
精神保健福祉士	精神保健福祉業務
事務補助員	一般的な業務の補助業務
医療秘書	医療秘書業務

保健師	保健指導業務
産業医	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する職務
衛生管理者	労働安全衛生法第12条第1項に規定する職務
作業主任者	労働安全衛生法第14条に規定する職務
安全衛生推進者	地方独立行政法人長野県立病院機構職員安全衛生管理規程第6条に規定する職務
防火管理者	消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する職務
安全運転管理者	道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第2項に規定する職務
経理責任者	経理の掌理
出納員	金銭及び有価証券の出納及び保管並びにたな卸資産の出納及び保管
地域医療総合支援センター長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
研修センター分室長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督

上記のほか、院長は診療科務を掌理する担当部長等を置くことができる。担当部長等を置いたときは、院長は速やかにその旨を理事長に報告するものとする。

(3) 訪問看護事業所

職	職務
所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
副所長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
管理者	指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）で定める職務及び看護業務
事務長	庶務の分掌及び所属職員の指揮監督
看護師	看護業務

上記のほか、理事長は必要に応じ第2号及び第5号に準じた職を置くことができる。

(4) 介護医療院

職	職務
院長	院務の掌理及び所属職員の指揮監督
副院長	院長の職務遂行の補佐及び院務の整理
部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
医師	医療業務
診療放射線技師	診療放射線業務
薬剤師	薬剤指導業務
管理栄養士	栄養指導業務
理学療法士	理学療法業務
言語聴覚士	言語聴覚訓練業務
看護師長	看護師としての職務及び看護業務に関する事務の総括整理
副看護師長	看護師長の職務遂行の補佐及び看護業務
看護師	看護業務
准看護師	
介護支援専門員	介護支援業務
介護福祉長	介護福祉員としての職務及び介護業務に関する事務の総括掌理
副介護福祉長	介護福祉長の職務遂行の補佐又は代理及び介護業務
介護福祉員	介護業務
介護補助員	介護補助業務
事務部次長	事務部長の職務遂行の補佐及び部務の整理
係長	部務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理

主任	係員の指揮及び高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
副主任	知識経験を必要とする業務を行う職務
主事	一般的な業務を行う職務

上記のほか、理事長は必要に応じ第2号及び第5号に準じた職を置くことができる。

(5) 介護老人保健施設

職	職務
所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
副所長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
医師	医療業務
科長	科務の掌理及び所属職員の指揮監督
科長補佐	科長の職務遂行の補佐及び科務の総括整理
薬剤師	薬剤指導業務
管理栄養士	栄養指導業務
理学療法士	理学療法業務
福祉相談員	福祉相談業務
看護師長	看護師としての職務及び看護業務に関する事務の総括整理
副看護師長	看護師長の職務遂行の補佐及び看護業務
看護師	看護業務
准看護師	
介護支援専門員	介護支援業務
介護福祉長	介護福祉員としての職務及び介護業務に関する事務の総括掌理
副介護福祉長	介護福祉長の職務遂行の補佐又は代理及び介護業務
介護福祉員	介護業務
介護補助員	介護補助業務
事務部次長	事務部長の職務遂行の補佐及び部務の整理
係長	部務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
主任	係員の指揮及び高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
副主任	知識経験を必要とする業務を行う職務
主事	一般的な業務を行う職務
経理責任者	経理の掌理
出納員	金銭及び有価証券の出納及び保管並びにたな卸資産の出納及び保管

(4) 看護師養成所

職	職務
学校長	校務の掌理及び所属職員の指揮監督並びに学理、知識又は技術の教授
副学校長	学校長の職務遂行の補佐及び校務の整理並びに学理、知識又は技術の教授
教務主任	教育計画の立案その他の教務に関する事項の連絡調整及び指導・助言並びに学理、知識又は技術の教授
専任教員	学理、知識又は技術の教授
事務長	校務の分掌及び所属職員の指揮監督
主任	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
副主任	知識経験を必要とする業務を行う職務
主事	一般的な業務を行う職務
経理責任者	経理の掌理
出納員	金銭及び有価証券の出納及び保管並びにたな卸資産の出納及び保管

- 2 前項に規定するもののほか、事務局に改革統括医療監を置き、理事長の命を受けて、医療又は経営の改革に関する事務を統括整理する。
- 3 前項に規定するもののほか、事務局に、局の特定事務を行うため局付を置くことがある。
- 4 第1項に規定するもののほか、事務局の課に、課の特定事務を行うため課付を置くことがある。
- 5 次の表の左欄に掲げる職は、同表の右欄に掲げる職にある職員をもって充てる。ただし、理事長が必要があると認めるときは、この限りでない。

左欄	右欄
長野県立阿南病院訪問看護ステーション さくら所長	長野県立阿南病院長
長野県立阿南病院訪問看護ステーション さくら事務長	長野県立阿南病院事務部長
長野県立木曽病院介護医療院長	長野県立木曽病院長
長野県立木曽病院介護医療院副院長	長野県立木曽病院副院長（医師である副院長から院長が指定する者）
長野県立木曽病院介護医療院指導部長	長野県立木曽病院医師（院長が指定する者）
長野県立木曽病院介護医療院看護部長	長野県立木曽病院看護部長
長野県立木曽病院介護医療院事務部長	長野県立木曽病院事務部長
長野県立木曽病院介護医療院事務部次長	長野県立木曽病院事務部次長
長野県阿南介護老人保健施設所長	長野県立阿南病院長
長野県阿南介護老人保健施設指導部長	長野県立阿南病院医師（院長が指定する者）
長野県阿南介護老人保健施設看護部長	長野県立阿南病院看護部長
長野県阿南介護老人保健施設事務部長	長野県立阿南病院事務部長
長野県阿南介護老人保健施設事務部次長	長野県立阿南病院事務部次長
長野県木曽介護老人保健施設所長	長野県立木曽病院長
長野県木曽介護老人保健施設指導部長	長野県立木曽病院医師（院長が指定する者）
長野県木曽介護老人保健施設看護部長	長野県立木曽病院看護部長
長野県木曽介護老人保健施設事務部長	長野県立木曽病院事務部長
長野県木曽介護老人保健施設事務部次長	長野県立木曽病院事務部次長

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月24日規程2-1-1）

この規程は、平成23年1月24日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規程2-1-2）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日規程2-1-3）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規程2-1-4）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（地方独立行政法人長野県立病院機構事務決裁規程の一部改正）

- 2 地方独立行政法人長野県立病院機構事務決裁規程の一部を次のように改正する。
別表の5の(3)及び7の(1)の規定中「副院長」の次に「、院長補佐」を加える。

附 則（平成24年5月31日規程2-1-5）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

（地方独立行政法人長野県立病院機構事務決裁規程の一部改正）

2 地方独立行政法人長野県立病院機構事務決裁規程の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「病院長」を「院長」に改め、同条第6項中「介護老人保健施設所長」を「所長」に改め、「ときは」の次に「、副所長が、所長及び副所長がともに不在のときは」を加える。

別表の1及び2中「病院長及び介護老人保健施設の」を「院長及び」に改め、同5中「病院長及び介護老人保健施設所長」を「院長及び所長」に改め、同5の(3)のイ、エ及びオ中「副院長」を「所長、副院長、副所長」に改め、同5の(3)のウ中「副院長」の次に「、副所長」を加え、同6中「除く。）」の次に「及び介護老人保健施設の部長」を加え、同7中「の事務部長の」を「及び介護老人保健施設の事務部長が」に改め、同7の(1)中「副院長」を「所長、副院長、副所長」に改める。

附 則（平成25年3月26日規程2-1-6）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月31日規程2-1-7）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規程2-1-8）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規程2-1-9）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日規程2-1-10）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規程2-1-11）

（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（地方独立行政法人長野県立病院機構事務決裁規程の一部改正）

2 地方独立行政法人長野県立病院機構事務決裁規程の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「課長補佐（副研修センター長）」を「その事務について課（研修センター）長があらかじめ指定した課長補佐（副研修センター長）」に改め、同条第7項中「学校長が不在のときは、副学校長が」を「学校長が不在のときは、その事務について学校長があらかじめ指定した副学校長が」に改め、「学校長及び副学校長」を「学校長及び副学校長（その事務について学校長があらかじめ指定した副学校長をいう。）」に改める。

（地方独立行政法人長野県立病院機構管理職員等を定める規程の一部改正）

3 地方独立行政法人長野県立病院機構管理職員等を定める規程の一部を次のように改正する。

別表中「|本部事務局|事務局長 事務局次長 課長 総務課の課長補佐、役員秘書、人事又は給与担当の係長、主任及び主事並びに保健師|」を「|本部事務局|事務局長 事務局次長 課長 指導幹 総務課の課長補佐、係長、主任及び主事（役員秘書、人事又は給与を担当する者に限る。）並びに保健師|」に改める。

附 則（平成29年6月30日規程2-1-12）

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日規程2-1-13）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規程2-1-14）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月28日規程2-1-15）

この規程は、令和2年3月1日から施行する。ただし、長野県立阿南病院訪問看護ステーションさくらに係る規定については、令和2年4月1日から施行する。